

主要施策	産業の充実による活力あるまちづくり
施策の柱	1 担い手の育成と対策
施策の分類	農業の振興

■ 現状と課題

○担い手対策の必要性

農家数は、年々離農者の増加により平成23年度には1,201戸まで減少しています。

また、農業従事者の多くが65歳以上の高齢者で、町農業の将来を担う後継者の不足が深刻な問題となっています。

このように農業の衰退に歯止めがきかないことから、担い手農家（※1）の育成・確保が急務となっています。

○農業後継者と新規就農者

町では、青年農業後継者で組織する「鶴田町みどりの会」の運営を支援し、農業後継者の育成と新規就農者の掘り起こしを進めています。

また、これまで31名の新規就農者に「農業後継者新規就農助成事業」として年間60万円を助成し、後継者の確保に努めています。

○担い手の拡充

「農業経営改善計画」を策定した認定農業者（※2）は、平成24年1月現在で306戸まで増加しています。

一方、計画見直しの際に未達成の農業者も多く、「農業経営改善計画」の達成に向けて、関係機関と関係団体が一体となり、支援体制を強化することが必要です。

○集落営農

当町では、平成18年度に3団体（水元大豆組合、亀田営農集団組合、沖営農生産組合）設立されています。

しかし、平成18年度以降は集落説明会などを開催して設立を指導していますが、新たに設立する集落がありません。農業者の高齢化が進んでいる現在、集落営農組織の設立が急がれています。

※1 担い手農家…農業経営への意欲や能力のある農業者のうち、農業経営基盤強化促進法に基づく経営改善計画の市町村認定を受けた認定農業者。品目横断的経営安定対策では、一定規模の農地を持つ認定農業者や集落営農が担い手農家とされており、国からの支援が受けられます。

※2 認定農業者…意欲ある農業者が自らの経営を見直し計画的に改善するための「農業経営改善計画」を作成し、市町村が認定する制度です。認定農業者は、国や県、市町村等から様々な支援が受けられます。

農林業センサスの農業就労人口

年齢別農業者従事者数

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
合 計	5,137	4,768	4,507	3,887
16歳以上 29歳以下	556	454	428	347
30歳以上 59歳以下	3,157	2,674	2,305	1,841
60歳以上 64歳以下	572	628	1,085	407
65歳以上	852	1,012	689	1,292

■ 目指す姿（基本方針）

- 農業後継者や新規就農者が農業に取り組みやすい、夢のある農業のまちを目指します。
- 集落営農組織等が農地を取りまとめ、高齢者であっても安心して農業に取り組める農業のまちを目指します。
- 認定農業者が「農業経営改善計画」に沿った営農を行い、経営が安定する農業のまちを目指します。
- 規模拡大を目指す、意欲ある農家を支援する体制が整った農業のまちを目指します。

■ 施策の内容

- 鶴田町農業再生協議会（※1）を中心に担い手への農地集積を進め、合理的な農業に取り組めます。
- 集落営農組織等への農地集積を図り、規模拡大による経営の強化を進めます。
- 経営規模・生産方式・経営管理の見直しなど、安定した農業収入が確保できるよう関係機関と連携し、指導の強化を図ります。
- 認定農業者や集落営農組織の育成に努め、経営感覚や管理能力の向上を図るとともにジュースや干しモチなどの農業の6次産業化（※2）を目指す担い手を積極的に支援して経営基盤を強化するなど、競争力のある担い手農家の育成と確保に取り組めます。
- 国の支援事業「耕作放棄地再生利用対策」などを利用し、担い手が積極的に遊休農地を活用できるよう支援に努めます。
- 農業後継者や新規就農者を対象とした研修や講習会を開催し、丁寧な営農指導に取り組めます。

担当：産業観光課

※1 **鶴田町農業再生協議会** 担い手の育成・確保、農地の有効利用（農地集積、耕作放棄地の解消など）の体制を強化するため既存の水田農業推進協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を統合し、農業再生協議会が設立されました。

※2 **6次産業化** 第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業にまで踏み込むことを意味する。当初は1. 2. 3. を足して6としていたが、1次産業がゼロになったら結局ゼロにしかならないという意味で掛け算に改められました。